

自己資本の充実の状況について

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

資本調達手段の区分	内 容
普通出資金	発行主体:兵庫信用金庫 コア資本に係る基礎項目の額に 算入された額:2,431百万円

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は11.90%と国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安全性を保っていると評価しております。

また、将来の自己資本の充実策については、第10次中期経営計画や年度ごとに掲げる事業方針に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

あわせて、(金庫の現況)31ページ“自己資本比率について”もご参照ください。

信用リスクに関する項目

信用リスク管理の方針及び手続の概要

(金庫の現況)10ページ“リスク管理体制”をご参照ください。

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、多面的な角度より可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続は、「融資共通事務取扱マニュアル」及び「不動産担保取扱基準」「有価証券担保取扱基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める事務規定等により適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることがないように、分散に努めております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的には、金利スワップ取引、有価証券(投資信託)関連取引として株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる運用方針の中で定めている投資枠内での取引に限定しております。

以上により当該取引にかかる市場リスク・信用リスクとも適切なリスク管理に努めております。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫における証券化取引の役割は、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適合格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会等で協議し、適切なリスク管理に努めております。また、取引にあたっては、「資金運用関連規定」等に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、オリジネーターにあたる取引はございません。

証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング (S&P)

体制の整備及び運用状況の概要

当金庫は、証券化商品(再証券化商品を含む。以下同じ)への投資にあたり、次の事項を事前に確認することとしております。

- ・市場環境、証券化商品および裏付資産に係る市場の状況等
- ・証券化商品に関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であること

当金庫は、証券化商品の裏付資産の状況・パフォーマンス、証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行ったうえで、投資の可否を決定しております。

また、保有している証券化商品の管理については、定期的あるいは適時に証券化商品及びその裏付資産に係る情報を日本証券業協会ホームページや証券会社等から収集し、担当役員及びリスク管理の統括部署に報告し、統括部署は必要に応じ信用補完の充分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行う体制としております。

オペレーショナル・リスクに関する項目

リスク管理の方針及び手続の概要

(金庫の現況) 10ページ「リスク管理体制」をご参照ください。

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠、ポジション枠の遵守状況を定期的にリスク管理委員会等へ報告しています。

一方、非上場株式やベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、「資金運用関連規定」等に基づいた適正な運用・管理を行っています。リスク状況につきましても、定期的にモニタリングし、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、企業会計基準委員会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

銀行勘定の金利リスクに関する事項

イ. 「リスク管理の方針及び手続の概要」

(1) リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値 (現在価値) や、貸出金の金利差などから得られる将来収益 (金利収益) が変動するリスクをいい、当金庫は、定期的に計測・評価を行い、経営体力に応じたリスクの範囲で健全性、収益性の維持向上を図る方針の下、適宜、対応を講じる態勢としております。

(2) リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

具体的に、当金庫は、銀行勘定の全ての資産、負債、オフバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産、負債等の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

(3) 金利リスク計測の頻度

銀行勘定の金利リスクは、毎月末を基準日として、月次で計測しております。

(4) ヘッジ等金利リスクの削減手法 (ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む) に関する説明

当金庫は、必要に応じて、有価証券の売買等を通じた資産構成の見直し、金利改定の平均満期短期化や金利スワップ取引等のヘッジ取引により金利リスクの削減を図る方針としております。

ロ. 「金利リスクの算定手法の概要」

(1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII (銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。)並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
 - ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 - ③流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提
流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 - ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。
 - ⑥スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュフローに含めるか否か等)
スプレッドは考慮しておりません。
 - ⑦内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はございません。
 - ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 Δ EVEは資産構成の見直し等により前期末から減少いたしました。
 Δ NIIは市場金利の上昇等により前期末から増加いたしました。
 - ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
重要性テスト (Δ EVE/自己資本) は、監督上の基準である20%を上回っておりますが、銀行勘定の金利リスクが顕在化しても自己資本比率4% (国内基準) を確保できる水準となっております。
- (2) 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
- ①金利ショックに関する説明
 - ②金利リスク計測の前提及びその意味 (特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点)
当金庫では、有価証券の金利リスクとして、国内金利100BPV、海外金利200BPV及びVaRを計測しております。VaR計測においては、過去1年間の金利変動に基づく金利ショックとヒストリカル・シナリオに基づく金利ショックを前提条件としております。

単体における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	34,155	36,372
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,418	2,431
うち、利益剰余金の額	31,856	34,037
うち、外部流出予定額(△)	119	96
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	767	631
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	767	631
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	34,922	37,004
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	94	121
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	94	121
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	64
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	96	153
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	190	339
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	34,732	36,664
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	304,370	294,538
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	14,820	13,417
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	319,191	307,955
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.88%	11.90%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	304,370	12,174	294,538	11,781
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	269,836	10,793	—	—
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	140	5
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	40	1	40	1
我が国の政府関係機関向け	—	—	169	6
地方三公社向け	1,151	46	878	35
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	348	13	432	17
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	47,056	1,882	37,678	1,507
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	93,719	3,748	71,372	2,854
中小企業等向け及び個人向け	52,043	2,081	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	13,733	549
トランザクター向け	—	—	477	19
抵当権付住宅ローン	5,177	207	—	—
不動産取得等事業向け	40,725	1,629	—	—
不動産関連向け	—	—	83,456	3,338
自己居住用不動産等向け	—	—	26,403	1,056
賃貸用不動産向け	—	—	29,485	1,179
事業用不動産関連向け	—	—	26,348	1,053
その他不動産関連向け	—	—	1,219	48
ADC向け	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	9,877	395
三月以上延滞等	636	25	—	—
延滞等向け	—	—	4,387	175
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	975	39
取立未済手形	77	3	41	1
信用保証協会等による保証付	1,632	65	2,047	81
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,865	314	—	—
出資等のエクスポージャー	7,865	314	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	4,135	165
上記以外	19,362	774	25,173	1,006
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,068	242	12,500	500
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,082	43	5,071	202
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	12,211	488	7,602	304
②証券化エクスポージャー	1,524	60	1,314	52
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	1,524	60	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC-不良債権証券化適用対象外分	—	—	1,314	52
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	29,581	1,183	38,630	1,545
ルックスルー方式	29,581	1,183	38,630	1,545
マナデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	3,428	137	53	2
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	14,820	592	13,417	536
BI	—	—	8,944	—
BIC	—	—	1,073	—
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び総所要自己資本額 (イ+ロ)	319,191	12,767	307,955	12,318

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。
 6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
 8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(単位:百万円)

業種・期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフバランス取引		債 券				デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	国 内		国 外		令和5年度	令和6年度		
製 造 業	41,127	53,742	22,195	32,921	17,933	19,832	999	988	—	—	87	1,547
農 業、林 業	88	195	88	195	—	—	—	—	—	—	—	0
漁 業	250	388	250	388	—	—	—	—	—	—	—	5
鉱業、採石業、砂利採取業	194	170	194	170	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	40,467	41,273	38,915	39,278	1,552	1,994	—	—	—	—	125	433
電気・ガス・熱供給・水道業	6,004	6,295	22	8	5,782	6,089	199	198	—	—	—	—
情報通信業	2,020	3,395	1,065	1,045	954	2,350	—	—	—	—	—	42
運輸業、郵便業	11,947	11,135	4,784	4,833	6,566	5,910	596	391	—	—	136	238
卸売業、小売業	30,216	30,333	26,368	26,037	3,847	4,296	—	—	—	—	216	581
金融業、保険業	236,925	72,291	14,850	13,220	12,815	20,301	41,994	38,603	11,427	165	—	13
不動産業	81,799	79,653	75,425	73,475	6,373	6,178	—	—	—	—	68	1,812
物品賃貸業	1,410	1,127	1,410	1,127	—	—	—	—	—	—	—	0
学術研究、専門・技術サービス業	3,372	3,330	3,372	3,330	—	—	—	—	—	—	—	83
宿泊業	4,156	4,233	4,156	4,233	—	—	—	—	—	—	—	160
飲食業	7,386	6,727	7,386	6,727	—	—	—	—	—	—	137	270
生活関連サービス業、娯楽業	10,631	5,653	10,631	5,653	—	—	—	—	—	—	19	177
教育、学習支援業	1,120	1,378	1,120	1,378	—	—	—	—	—	—	—	31
医療、福祉	11,091	10,353	10,898	10,164	193	188	—	—	—	—	—	601
その他のサービス	14,287	12,678	14,287	12,678	—	—	—	—	—	—	18	339
国・地方公共団体等	96,640	98,437	20,744	19,618	56,984	57,560	17,697	21,258	—	—	—	—
個人	76,026	59,994	76,026	59,994	—	—	—	—	—	—	196	2,064
その他	52,587	21,551	—	—	4,367	4,257	18,143	17,293	—	—	—	—
業種別合計	729,755	524,341	334,198	316,481	117,370	128,960	79,630	78,734	11,427	165	1,005	8,404
1年以下	128,825	51,228	39,762	38,461	3,661	9,768	3,400	2,998	—	—	—	—
1年超3年以下	83,065	71,207	27,307	25,966	9,516	22,107	9,662	23,130	2,280	—	4	—
3年超5年以下	88,476	82,347	28,483	31,110	21,011	24,873	28,981	26,363	—	—	—	—
5年超7年以下	93,822	74,465	49,296	46,719	17,502	16,835	19,023	10,880	—	—	30	—
7年超10年以下	95,436	68,462	43,084	43,672	20,875	17,615	6,356	7,084	8,120	—	90	—
10年超	180,974	169,998	125,220	126,191	42,519	35,488	12,206	8,276	1,027	—	41	—
期間の定めのないもの	59,155	6,631	21,042	4,359	2,284	2,271	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	729,755	524,341	334,198	316,481	117,370	128,960	79,630	78,734	11,427	165		

- (注) 1. オフバランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。
 5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

資料情報編15ページをご参照ください。

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		当期増減額		令和5年度	令和6年度
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製 造 業	203	688	△ 31	485	—	1
農 業、林 業	—	—	△ 0	—	—	—
漁 業	2	2	△ 0	△ 0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	74	58	△ 19	△ 15	2	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	6	8	△ 0	2	—	—
運輸業、郵便業	103	93	△ 968	△ 10	—	—
卸売業、小売業	177	158	0	△ 19	—	2
金融業、保険業	5	9	△ 1	4	—	—
不動産業	586	473	54	△ 112	8	14
物品賃貸業	—	0	—	0	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	28	38	△ 2	9	—	—
宿泊業	159	156	—	△ 2	—	—
飲食業	86	19	△ 23	△ 67	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	388	65	3	△ 322	—	—
教育、学習支援業	2	22	△ 0	19	—	—
医療、福祉	204	219	160	14	—	—
その他のサービス	1,076	72	1,023	△ 1,003	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	156	139	△ 33	△ 17	0	—
その他	51	51	—	—	—	—
業種別合計	3,314	2,276	161	△ 1,037	10	19

- (注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	令和6年度					リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	13,350	—	13,350	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,203	—	23,203	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	23,446	—	23,446	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	53,705	—	53,705	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	700	—	700	—	140	20%
国際開発銀行向け	200	—	200	—	40	20%
地方公共団体金融機構向け	1,699	—	1,699	—	169	10%
我が国の政府関係機関向け	8,784	—	8,784	—	878	10%
地方三公社向け	4,082	—	4,082	—	432	11%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	174,303	165	174,303	165	37,678	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	15,200	120	15,200	120	3,836	25%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	132,837	4,454	127,027	613	71,372	56%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	22,497	16,671	19,611	1,744	13,733	64%
トランザクター向け	—	13,687	—	1,368	477	35%
不動産関連向け	133,901	—	132,529	—	83,456	63%
自己居住用不動産等向け	72,535	—	71,840	—	26,403	37%
賃貸用不動産向け	34,955	—	34,730	—	29,485	85%
事業用不動産関連向け	24,280	—	23,924	—	26,348	110%
その他不動産関連向け	2,130	—	2,032	—	1,219	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	9,352	562	9,352	225	9,877	103%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	4,000	156	3,915	23	4,387	111%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,156	—	2,150	—	975	45%
取立未済手形	208	—	208	—	41	20%
信用保証協会等による保証付	64,934	61	64,510	6	2,047	3%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	4,135	—	4,135	—	4,135	100%
合 計					229,366	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

令和6年度																
資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	13,350	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,203	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	23,446	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	53,705	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	1,699	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	8,784	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	1,918	2,164	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,214	-	-	146,206	-	24,249	-	-	-	-	-	-	2,000	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	7,620	-	7,699	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	38,194	-	-	-	-	-	-	-	-	40,397	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	3	-	3,355	-	-	-	-	-	-	-	813	1,049	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	554	-	-	-	-	-	-	-	813	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	29,823	1,029	5,605	24	1,472	98	1,574	67	4,504	34,389	212	3,469	13
自己居住用不動産等向け	-	-	-	29,823	1,029	2,830	24	-	98	1,574	-	-	34,389	-	-	13
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,774	-	1,472	-	-	67	4,504	-	212	1,436	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,032	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及び その他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	109	-	-	-	-	-	-	-	-	923	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	942	-	-	-	-	-	-	-	-	842	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	44,046	20,470	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	160,884	33,122	-	219,740	1,029	29,854	24	1,472	98	1,574	67	5,317	79,602	212	3,469	13

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

(単位:百万円)

令和6年度

資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)

	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,350
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,203
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,446
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53,705
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	700
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,699
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,784
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,082
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	800	-	-	-	174,469
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,320
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	1,900	-	34,069	-	-	12,936	-	-	-	-	143	-	-	-	127,641
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	15,856	-	-	-	-	277	-	-	-	-	-	-	-	-	21,356
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,368
不動産関連向け	4,061	2,343	-	-	1,073	359	-	21,237	17,633	-	-	3,535	-	-	-	132,529
自己居住用不動産等向け	1,760	296	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71,840
賃貸用不動産向け	-	2,047	-	-	-	359	-	21,237	-	-	-	619	-	-	-	34,730
事業用不動産関連向け	2,301	-	-	-	1,073	-	-	-	17,633	-	-	2,915	-	-	-	23,924
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,032
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及び その他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,377	200	-	-	9,577
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	912	-	-	-	-	1,994	-	-	-	3,939
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	365	-	-	-	-	-	-	-	-	2,150
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	208
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64,516
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,135	-	-	4,135
合計	4,061	20,100	-	34,069	1,073	359	14,492	21,237	17,633	-	-	15,849	4,335	-	-	669,696

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付有り	格付無し
0%	—	158,931
10%	—	28,245
20%	51,279	203,832
35%	—	14,791
50%	48,346	1,250
75%	—	65,287
100%	9,897	121,673
150%	—	320
200%	—	—
250%	5,000	—
1250%	—	—
合計	114,523	594,332

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	令和6年度			
	CCF信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値(%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	446,317	18,263	4.426	446,226
40%~70%	94,010	8,150	12.026	94,319
75%	22,573	1,938	14.056	20,100
80%	—	—	—	—
85%	38,118	903	10.000	34,069
90%~100%	17,294	3,827	14.399	15,924
105%~130%	39,168	—	—	38,870
150%	15,683	662	10.000	15,849
250%	4,335	—	—	4,335
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	677,501	33,745	—	669,696

(注)1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		5,311	5,519	27,427	65,642	—	—

※当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	8	15
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	8	15

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
派生商品取引合計	11,427	165	11,427	165
外国為替関連取引	—	—	—	—
金利関連取引	11,427	165	11,427	165
金関連取引	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—
貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	11,427	165	11,427	165

※グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

証券化エクスポージャーに関する事項

オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

■原資産の合計額等

該当する取引はございません。

■原資産を構成するエクスポージャーに係る三月以上延滞及び延滞エクスポージャーの額等

該当する取引はございません。

■証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

該当する取引はございません。

■証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当する取引はございません。

■証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

該当する取引はございません。

■保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
証券化エクスポージャーの額	4,472	3,552
金銭信託	—	—
貸出債権	731	754
住宅ローン	2,953	2,797

保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和5年度		令和6年度		令和5年度		令和6年度	
	オンバランス 取	オフバランス 引	オンバランス 取	オフバランス 引	オンバランス 取	オフバランス 引	オンバランス 取	オフバランス 引
15～50%未満	3,684	—	3,552	—	29	—	28	—
100～250%未満	787	—	754	—	31	—	30	—

※所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

再証券化エクスポージャー

該当する取引はございません。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	3,623	3,623	3,694	3,694
非上場株式等	5,029	—	5,942	—
合計	8,653	3,623	9,637	3,694

※投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等に含めております。

出資等又は株式等エクスポージャーの 売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	235	95
売却損	0	0
償却	0	—

※損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、且つ、 損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	76	141

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	52,418	38,630
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1 : 金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE		△NII					
		当期末	前期末	当期末	前期末				
1	上方パラレルシフト	11,753	15,003	0	0				
2	下方パラレルシフト	0	0	849	98				
3	スティープ化	9,828	12,333						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	11,753	15,003	849	98				
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	36,664		34,732					

※金利リスクの算定方法の概要等は、「銀行勘定の金利リスクに関する事項」の項目に記載しております。

連結会計年度の開示事項

その他金融機関等^(注)であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する項目はございません。

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

自己資本の構成に関する事項

連結自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	34,266	36,485
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,418	2,431
うち、利益剰余金の額	31,967	34,150
うち、外部流出予定額(△)	119	96
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	767	631
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	767	631
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	35,033	37,117
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	95	122
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	95	122
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	64
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	95	153
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	190	340
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	34,843	36,777
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	304,408	294,575
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケットリスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	14,804	13,405
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	319,212	307,980
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.91%	11.94%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	304,408	12,176	294,575	11,783
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	269,874	10,794	294,522	11,780
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	140	5
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	40	1	40	1
地方公共団体金融機構向け	—	—	169	6
我が国の政府関係機関向け	1,151	46	878	35
地方三公社向け	348	13	432	17
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	47,056	1,882	37,678	1,507
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	3,836	153
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	93,719	3,748	71,372	2,854
中小企業等向け及び個人向け	52,043	2,081	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	13,733	549
トランザクター向け	—	—	477	19
抵当権付住宅ローン	5,177	207	—	—
不動産取得等事業向け	40,725	1,629	—	—
不動産関連向け	—	—	83,456	3,338
自己居住用不動産等向け	—	—	26,403	1,056
賃貸用不動産向け	—	—	29,485	1,179
事業用不動産関連向け	—	—	26,348	1,053
その他不動産関連向け	—	—	1,219	48
ADC向け	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	9,877	395
三月以上延滞等	636	25	—	—
延滞等向け	—	—	4,387	175
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	975	39
取立未済手形	77	3	41	1
信用保証協会等による保証付	1,632	65	2,047	81
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	7,901	316	—	—
出資等のエクスポージャー	7,901	316	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	4,171	166
上記以外	19,364	774	25,175	1,007
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,068	242	12,500	500
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,082	43	5,071	202
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	12,213	488	7,603	304
②証券化エクスポージャー	1,524	60	1,314	52
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	1,524	60	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC-不良債権証券化適用対象外分	—	—	1,314	52
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	29,581	1,183	38,630	1,545
ルック・スルー方式	29,581	1,183	38,630	1,545
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったもの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をハバーセントで除して得た額(簡便法)	3,428	137	53	2
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハバーセントで除して得た額	14,804	592	13,405	536
BI	—	—	8,936	—
BIC	—	—	1,072	—
ハ.連結リスク・アセットの合計額及び総所要自己資本額 (イ+ロ)	319,212	12,768	307,980	12,319

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞するエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。
 6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
 8. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母)×4%

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
資料情報編24ページをご参照ください。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
資料情報編15ページをご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等
資料情報編24ページをご参照ください。

信用リスク削減手法に関する事項

資料情報編29ページをご参照ください。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

資料情報編29ページをご参照ください。

証券化エクスポージャーに関する事項

資料情報編29・30ページをご参照ください。

出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

資料情報編30ページをご参照ください。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

資料情報編30ページをご参照ください。

金利リスクに関する事項

資料情報編30ページをご参照ください。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	令和6年度					リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク アセットの額	
現金	13,350	—	13,350	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	23,203	—	23,203	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	23,446	—	23,446	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	53,705	—	53,705	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	700	—	700	—	140	20%
国際開発銀行向け	200	—	200	—	40	20%
地方公共団体金融機構向け	1,699	—	1,699	—	169	10%
我が国の政府関係機関向け	8,784	—	8,784	—	878	10%
地方三公社向け	4,082	—	4,082	—	432	11%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	174,303	165	174,303	165	37,678	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	15,200	120	15,200	120	3,836	25%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	132,837	4,454	127,027	613	71,372	56%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	22,497	16,671	19,611	1,744	13,733	64%
トランザクター向け	—	13,687	—	1,368	477	35%
不動産関連向け	133,901	—	132,529	—	83,456	63%
自己居住用不動産等向け	72,535	—	71,840	—	26,403	37%
賃貸用不動産向け	34,955	—	34,730	—	29,485	85%
事業用不動産関連向け	24,280	—	23,924	—	26,348	110%
その他不動産関連向け	2,130	—	2,032	—	1,219	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	9,352	562	9,352	225	9,877	103%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	4,000	156	3,915	23	4,387	111%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	2,156	—	2,150	—	975	45%
取立未済手形	208	—	208	—	41	20%
信用保証協会等による保証付	64,934	61	64,510	6	2,047	3%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	4,171	—	4,171	—	4,171	100%
合 計					229,402	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

令和6年度

資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)

	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	13,350	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	23,203	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府 及び中央銀行向け	23,446	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	53,705	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	-	-	-	700	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	200	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	1,699	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	8,784	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	1,918	2,164	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	1,214	-	-	146,206	-	24,249	-	-	-	-	-	-	2,000	-	-	-
第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け	-	-	-	7,620	-	7,699	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	38,194	-	-	-	-	-	-	-	-	40,397	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び 個人向け	-	3	-	3,355	-	-	-	-	-	-	-	813	1,049	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	554	-	-	-	-	-	-	-	813	-	-	-	-
不動産関連向け	-	-	-	29,823	1,029	5,605	24	1,472	98	1,574	67	4,504	34,389	212	3,469	13
自己居住用不動産等向け	-	-	-	29,823	1,029	2,830	24	-	98	1,574	-	-	34,389	-	-	13
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,774	-	1,472	-	-	67	4,504	-	212	1,436	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,032	-
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及び その他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを 除く。)	-	-	-	109	-	-	-	-	-	-	-	-	923	-	-	-
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	942	-	-	-	-	-	-	-	-	842	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	44,046	20,470	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	160,884	33,122	-	219,740	1,029	29,854	24	1,472	98	1,574	67	5,317	79,602	212	3,469	13

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

令和6年度

資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)

	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,350
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,203
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23,446
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53,705
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	700
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,699
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,784
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,082
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	800	-	-	-	174,469
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,320
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	1,900	-	34,069	-	-	12,936	-	-	-	-	143	-	-	-	127,641
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	15,856	-	-	-	-	277	-	-	-	-	-	-	-	-	21,356
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,368
不動産関連向け	4,061	2,343	-	-	1,073	359	-	21,237	17,633	-	-	3,535	-	-	-	132,529
自己居住用不動産等向け	1,760	296	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71,840
賃貸用不動産向け	-	2,047	-	-	-	359	-	21,237	-	-	-	619	-	-	-	34,730
事業用不動産関連向け	2,301	-	-	-	1,073	-	-	-	17,633	-	-	2,915	-	-	-	23,924
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,032
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及び その他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,377	200	-	-	9,577
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	-	-	-	-	-	-	912	-	-	-	-	1,994	-	-	-	3,939
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	365	-	-	-	-	-	-	-	-	2,150
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	208
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64,516
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	35	-	-	-	-	-	4,135	-	-	4,171
合計	4,061	20,100	-	34,069	1,073	359	14,527	21,237	17,633	-	-	15,849	4,335	-	-	669,732

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付有り	格付無し
0%	—	158,931
10%	—	28,245
20%	51,279	203,832
35%	—	14,791
50%	48,346	1,250
75%	—	65,287
100%	9,897	121,711
150%	—	320
200%	—	—
250%	5,000	—
1250%	—	—
合計	114,523	594,370

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	446,317	18,263	4.426	446,226
40%~70%	94,010	8,150	12.026	94,319
75%	22,573	1,938	14.056	20,100
80%	—	—	—	—
85%	38,118	903	10.000	34,069
90%~100%	17,329	3,827	14.399	15,960
105%~130%	39,168	—	—	38,870
150%	15,683	662	10.000	15,849
250%	4,335	—	—	4,335
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	677,537	33,745	—	669,732

(注)1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。